



廃棄物？有価物？ 総合判断説とは？

廃棄物とは？



「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

第2条1項

廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の**汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの**（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

行政通知「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について」

公布日 46 年 10 月 1 6 日環整 43 号

廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、汚でい、廃油、ふん尿その他の汚物又は**その排出実態等からみて客観的に不要物として把握することができるもの**であつて、気体状のもの及び放射性廃棄物を除く。固形状から液状に至るすべてのものをいうものであること。

なお、次のものは廃棄物処理法の対象となる廃棄物でないこと。

- ア 港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの
- イ 漁業活動に伴って漁網にかかった水産動植物等であつて、当該漁業活動を行なった現場附近において排出したもの
- ウ 土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの

廃棄物の該当性？



廃棄物は廃棄物処理法が適用され、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るためにさまざまな規制を受ける。これに反して、有価物（廃棄物に該当しない物）は、廃棄物処理法の適用を原則受けない。



排出事業者には重い処理責任がある。

廃棄物処理法第3条（事業者の責務）

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

廃棄物と有価物の解釈

一般的に廃棄物とは、「占有者が**自ら利用**し、又は他人に**有償で譲渡**することができないために**不要**となったもの」と解されることが多い。

「廃棄物処理法」の適用から逃れるため「有価物」を装うなどしても、「総合判断説」により、「廃棄物」と認められれば、不適正処理となり排出事業者も罰則の対象となる。

有価物ではダメなの？



有価物を装った大規模な不適正処理事案が発生。

占有者が強く「有価物である」との主張をし、本来は廃棄物として適正に処理されなければならない物が、不法に投棄や処理をされ重大な環境汚染をもたらす事例が発生した。（豊島事件）

2000 年から開始された日本初の大規模な現状回復は、23 年もの歳月を要した。

総合判断説

廃棄物処理法の施行当初は、客観説にて廃棄物の該当性を判断していたが、厚生省から昭和 52 年に総合判断説にて判断するように通知された。

司法における総合判断説の採用

「おから」が産業廃棄物に該当するか否かが最高裁まで争われた事件（平成 11 年）にて、「おから」が非常に腐敗しやすく、また事件当時は有償にて取引されるのはわずかな量で、大部分は廃棄物処理業者などに処理が委託されているとして、総合判断説を採用した上で「産業廃棄物」に該当するとした。

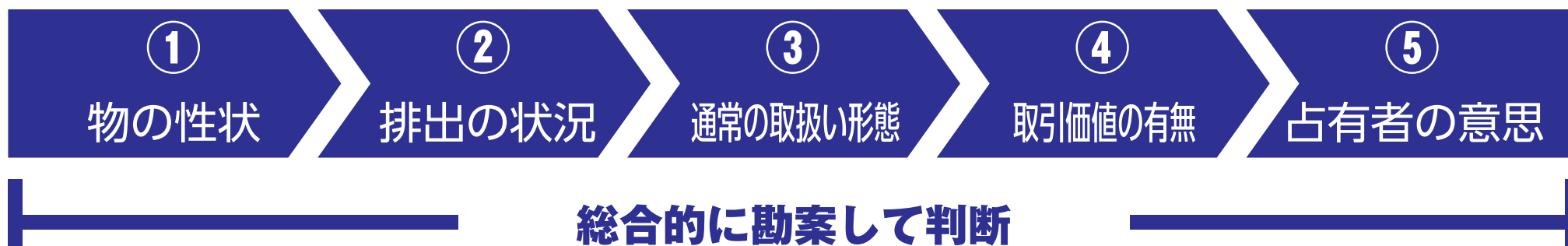
総合判断説とは



廃棄物又は有価物のどちらに該当するかの判断で、有償で譲渡できる場合は有価物であると多くの方は考えられるが、取引価値の有無はあくまで判断基準の一つである。

廃棄物に該当するか否かは、複数の判断項目から総合的に勘案して判断される。

判断項目



取引価値の有無が判断基準の一つである理由に、取引価値は簡単に偽装できる事も要因である。以下の例は、おからを有価物として買取り、別の名目で処理費用を徴収している例。有価物を装い不適正処理を行っている場合は、巧妙に請求内容を調整しているため発覚しづらい。よって、取引価値の有無だけで有価物とすることは証明できない。

例) おから買取 ▲1,000 円 (100kg×10 円買取料金)
買取手数料 3,000 円 (1 回あたり)

総合判断説



①物の性状

品質が要求に満足され、十分な品質管理がなされた物であるか

利用用途に要求される品質を満足し、かつ飛散、流出、悪臭の発生等の生活環境の保全上の支障が発生するおそれのないものであること。実際の判断に当たっては、生活環境の保全に係る関連基準（例えば土壌の汚染に係る環境基準 等）を満足すること、その性状についてJIS規格等の一般に認められている客観的な基準が存在する場合は、これに適合していること、十分な品質管理がなされていること等の確認が必要であること。



「おから事件」で問題となった「おから」は非常に腐敗しやすく、一般的な取り扱い方法では物の性状として、生活環境の保全上の支障が発生する恐れがないとはいえない。

客観的にみても、生活環境の保全上に支障がなく有用物として品質が満足されているかが問題となる。

製品や原料として品質がクリアされず使用または利用できない物は結果として廃棄物として取扱われるという考え。

紙くず、金属くずなどは再資源化される技術が確立され、取引価値も市場の変動も有価物として安定しているが、その他の廃棄物を再資源化するにあたり、一般的には品質を維持することは難しいとされている。実際にその物が製品や原料として使用または利用できるのかがポイントとなる。（不可分一体型ではなく、容易に分離できるものであるのに、有価物と廃棄物とを混合状態にして有償売却する行為は脱法的な行為となる。）

総合判断説



①

物の性状

②

排出の状況

③

通常の手扱い形態

④

取引価値の有無

⑤

占有者の意思

②排出の状況

製造事業として確立されているか

排出が需要に沿った計画的なものであり、排出前や排出時に適切な保管や品質管理がなされていること。



受入業者（引取業者）に再生利用（再資源化を含む）が行われるというだけでなく、その再生利用（再資源化を含む）が製造事業として確立したものであり、継続して行われていて、当該物件がもはやぞんざいに扱われて不法に投棄等がされる危険性がなく、廃棄物処理法の規制を及ぼす必要がないというような場合でなければならない。

製造事業として確立されているのであれば生産計画があり、それに沿った搬入量（受入れ）、排出量（出荷）であることが一般的である。

生産計画に沿っていない又は計画がなく受け入れた場合は、当該物が大量に持ち込まれた場合に、その保管、品質管理が困難になりぞんざいに扱われ、結果として廃棄物として取扱われる可能性が高いという考え方。

例えば、有用物として排出（出荷）される量が毎月1 tであるのに対して、搬入量が5 tであった場合は、残りの4 tは保管されることになる。保管量が毎月4 tずつ増えれば、適正網保管場所がなくなり品質管理が難しくなるばかりか、生活環境の保全にも支障が発生するおそれがある。

総合判断説



③通常の変扱ひ形態

有価物としての市場が形成されているか

製品としての市場が形成されており、廃棄物として処理されている事例が通常は認められないこと。



「おから事件」の「おから」は、当時も現在も有価物として取引されているのはごくわずかであり、大半は廃棄物処理業者に処理を委託されている。廃棄物処理業者により大半が処理されているということは、有価物としての市場が形成されていないことを意味する。すなわち、市場価値がないと解される。

有価物として市場が形成されていない理由はさまざまであり、不要物そのものが「製品として品質管理しにくい」「需要がなく、価値が低い」「技術的な問題により再資源化が難しい」「販売価格よりも処理（加工）費用が高くなる」などがあげられる。これらの問題が長期的に解決されないと、有価物として市場が形成されることはなく、一般的に廃棄物として処理されるのが通例である。

独占された技術革新や一次的な需要の高まり、売却先との関係などにより、有償譲渡ができたとしても限定的な取引である。これらが継続して取引が行われる保証はなく、機械の故障や需要の落ち込みなどがあつた場合には、廃棄物として取扱わざるを得なくなる。また、有価物として社会に市場が形成されていない場合は、市場価値がないものであるため、ぞんざいに取り扱われることが多く、結果としても廃棄物となり生活環境上の支障が発生させる可能性が高くなる。

総合判断説



④取引価値の有無

有価物として有償譲渡されているか

占有者と取引の相手方の間で有償譲渡がなされており、なおかつ客観的に見て当該取引に経済的合理性があること。実際の判断に当たっては、名目を問わず処理料金に相当する金品の受領がないこと、当該譲渡価格が競合する製品や運送費等の諸経費を勘案しても双方にとって営利活動として合理的な額であること、当該有償譲渡の相手方以外の者に対する有償譲渡の実績があること等の確認が必要であること。



もっとくわしく。次のページへ。

総合判断説



①

物の性状

②

排出の状況

③

通常の見扱い形態

④

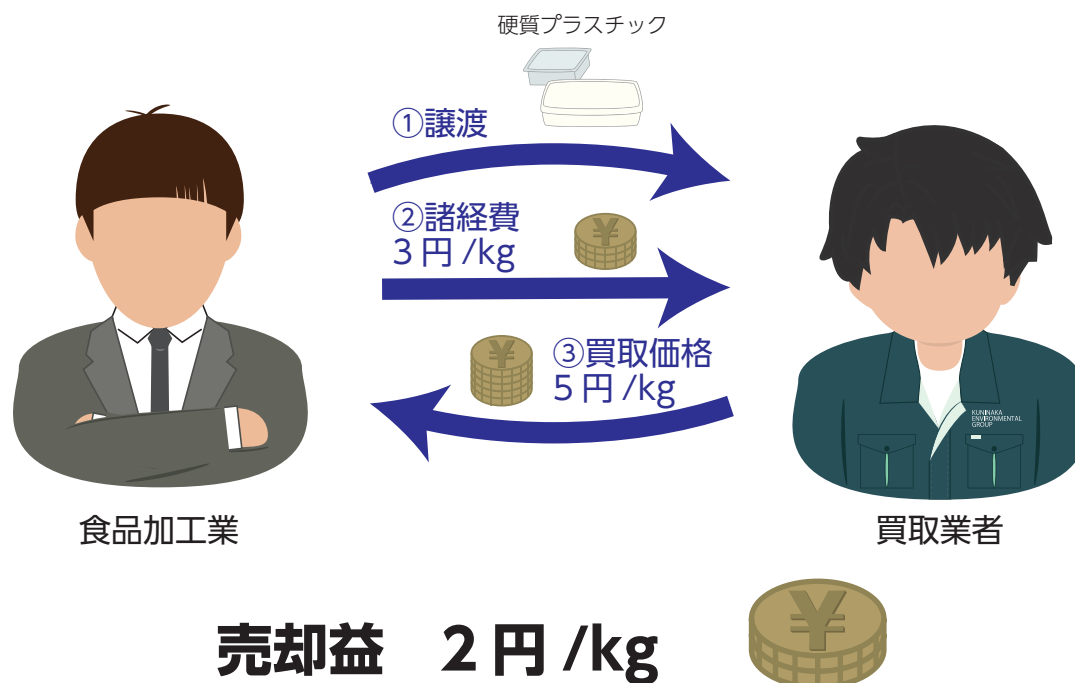
取引価値の有無

⑤

占有者の意思

売却利益が1円以上のとき。

取引価値の有無：有



売却益が1円以上（0円以下は取引価値は無い）の場合は、取引価値が有る

ものとして見られるが、有価物として取扱っても良いかの判断は、あくまで総合判断説によって行われる。

よって、有価物を装う為に売却益を無理に上げて、当該不要物が、社会に有価物としての市場が形成されておらず、市場価値がない場合や、性状が安定していないもの、品質、排出管理がなされていない場合などは、取引価値があっても廃棄物とみなされることがある。

また、処分費を「募金」などの面目で徴収する行為も、脱法行為と見なされる恐れがある。

総合判断説



①

物の性状

②

排出の状況

③

通常の実扱い形態

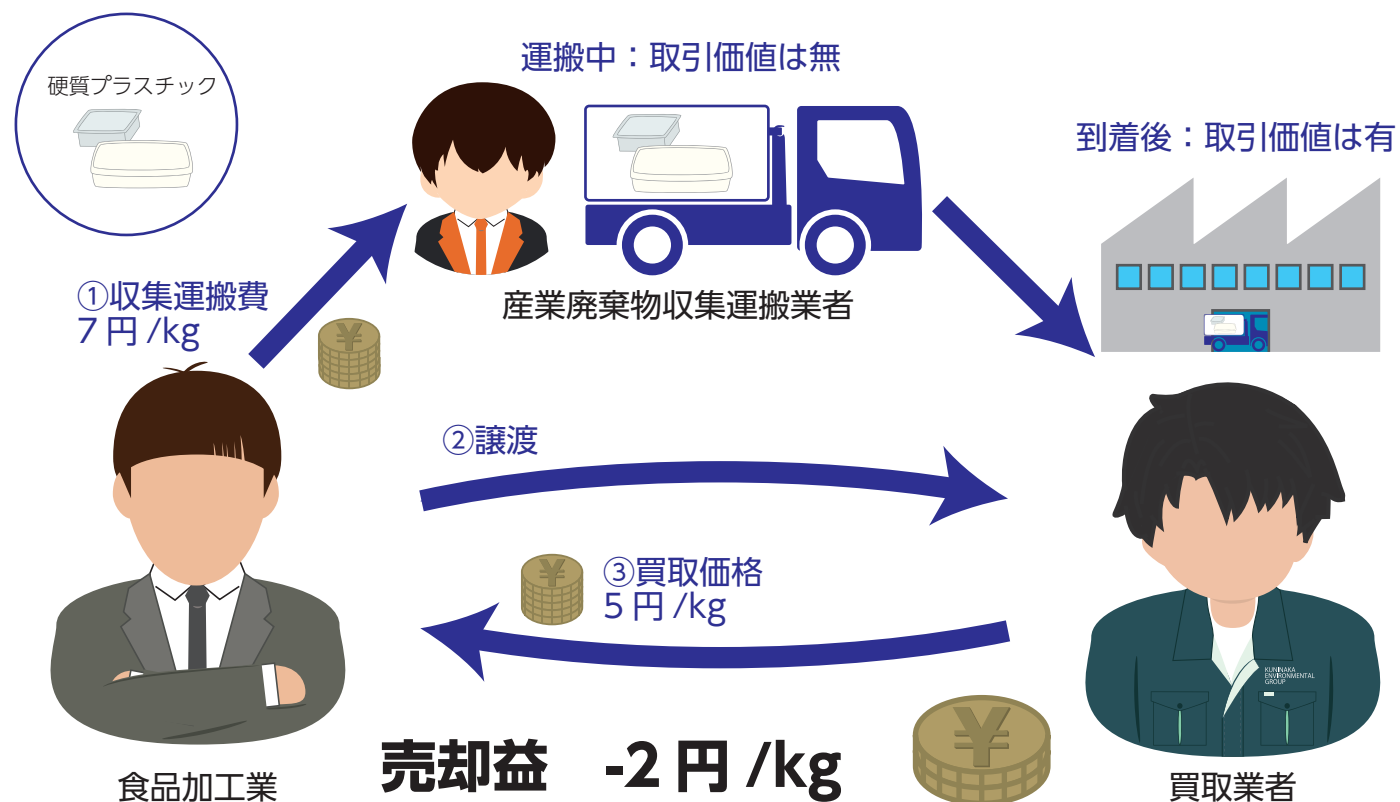
④

取引価値の有無

⑤

占有者の意思

途中で取引価値が有に？



売却益が 0 円以下（売却益がマイナス）でも、状況により取引価値が有るものと見なされるケースがある。

当該不要物が収集運搬費を除けば、売却益が生じる場合では、収集運搬中は取引価値が無いものとして、廃棄物処理法の適応を受けるが、買取業者の手に渡った時点で取引価値が有るもの（有価物）として見なされる。

ただし、このような場合は、買取金額そのものが低く設定されているケースも多く、安易に「有価物」として取扱っていると、社会情勢の変化により気が付けば「逆有償」となることもある。必要の都度、総合判断説での判断が必要である。

総合判断説



⑤ 占有者の意思

社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思があるか

客観的要素から社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思として、適切に利用し若しくは他人に有償譲渡する意思が認められること、又は放置若しくは処分が認められないこと。

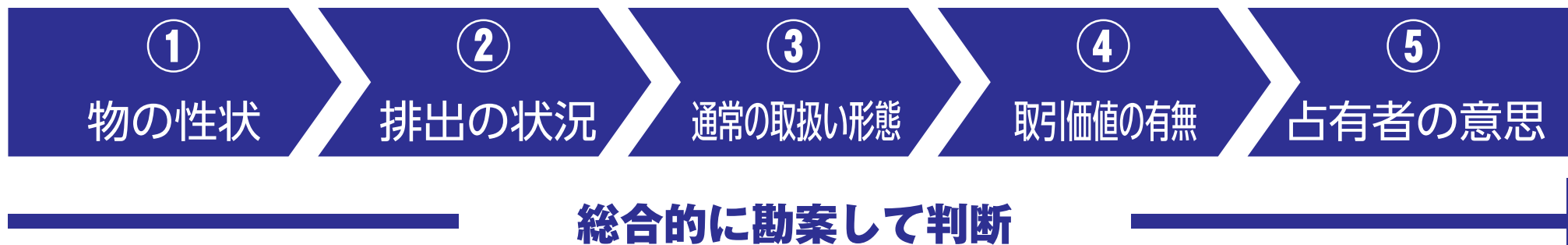


占有者の意思は、取引価値等がなくても今後も占有する意思がある。又は、有償譲渡する意思がある場合は、それなりに管理や利用がされているはずであり、管理できないほどに山積みになっている場合や、時間が経過するにつれて腐食が進むものはいずれは処分されるものであるもので、廃棄物に該当するという考え方です。その逆もあり、たとえ高額であるものでも占有者が処理したいと思えば廃棄物になります。

総合判断説



判断項目



法の適用とならないもの

港湾、河川等の浚渫に伴って生ずる土砂（これに類するもの）
漁業活動に伴って漁網にかかった水産動植物等（現場付近で排出したもの）

土砂（専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの） ほか

クイズ



総合判断説を用いて有価物か廃棄物かを判断してください。

■シュレッダーダスト：

廃車された自動車をシュレッダーによって破碎したもの

■物の性状：

プラスチック、金属、油などさまざまなものが混合され、著しい悪臭が発生する。

■排出の状況：

シュレッダーダストは、搬入後に排出されることはなく約 92 万 t におよび野積みされ、適切な管理がされることはなく、有害な物質が地下に浸透し、近隣の海が真っ黒に汚染されている。

■通常の手扱い形態：

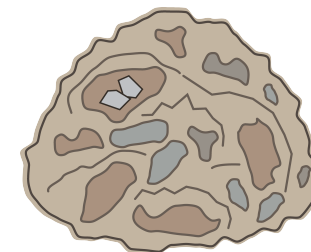
1 t あたり首都圏では 10,000 円、関西圏では 6,000 円の処理費用で、廃棄物処理業者にて処分されている。
(※平成 2 年頃)

■取引価値の有無：

買取業者は 1 t あたり 2,000 円の輸送量を事業者からもらい受け、300 円にてシュレッダーダストを購入していた。

■占有者の意思：

買取業者は、シュレッダーダストは占有する意思がある。



管轄の警察にて、金属くず商の許可を得てシュレッダーダストを買取る。これらの行為に対して、管轄行政も占有者の意思などから有価物として認定している。また、管轄行政は、野積みされた同敷地内を 100 回以上視察しているが有価物であるとの認識に変更はない。



管轄の警察や行政ではなく、他県の警察が廃棄物として、買取業者の不法処理を摘発した。

管轄行政の不適切な指導により、長きにわたり不法処理がなされた結果、

1つの自然豊かな島が、汚染された島となった。



クイズは、戦後最大級の不法処理事案である豊島事件から、当時の状況を基に出題いたしました。当時は、大手の自動車会社も委託していた事案であり、廃棄物の取扱いを間違えれば現在も発生する事案である。